

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

寝屋川市長 様

住 所 大阪市旭区新森1丁目7番14号

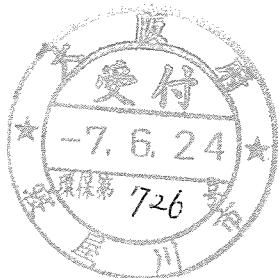
提出者

氏 名 オリエント化学工業(株)

代表取締役社長 高橋 昭博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-822-4721



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	オリエント化学工業(株) 大阪事業所
事 業 場 の 所 在 地	大阪府寝屋川市讃良東町8-1
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	16 : 化学工業
② 事 業 の 規 模	製造品出荷額 400,000万円
③ 従 業 員 数	179人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	排 出 量	1971.6 t	132.1 t
(これまでに実施した取組)			
廃酸：濃縮設備による減容 電子マニフェスト化の推進			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	排 出 量	1971.6 t	132.1 t
(今後実施する予定の取組)			
・委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認を行う。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ：焼却処分から、よりきめ細かい分別を実施し資源化への処理を推進する。 汚泥（スラリー）：埋立処分から混練・造粒後、セメント原料として再生利用される
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ

|産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
32.6 t	310.5 t	1.6 t	0.5 t

②計画

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
32.6 t	310.5 t	1.6 t	0.5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t

②計画

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0.0 t	0.0 t	t	t

②計画

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0.0 t	0.0 t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら再生利用を行つた 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
未実施			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
計画なし			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら熱回収を行つた 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)			
処理汚泥の減量化 廃アルカリを中和・蒸留し濃縮、留出液の生物処理無害化 電子マニフェスト導入 廃アルカリから廃アルカリ（有害）への移行			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)			
安定操業による処理性能維持			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

## ②計画

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0 t	0 t	0 t	0 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

## ②計画

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## ①現状

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0 t	0 t	t	t

## ②計画

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0 t	0 t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ①現状

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

## ②計画

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（2024年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 未実施			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の 量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 計画なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2024年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
	全処理委託量	54.6 t	132.1 t
優良認定処理業者 への処理委託量			
54.6 t			
再生利用業者への 処理委託量			
44.7 t			
認定熱回収業者 への処理委託量			
0.0 t			
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量			
0.0 t			
(これまでに実施した取組) 廃棄物分別による廃プラ排出量の低減 廃棄物燃料化 電子マニフェスト導入			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
32.6 t	310.5 t	1.6 t	0.5 t
29.6 t	252.3 t	1.6 t	0.5 t
3.8 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	37.6 t	0.0 t	0.0 t
27.3 t	272.9 t	1.6 t	0.5 t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0 t	0 t	0 t	0 t

## ②計画

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
0 t	0 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t
20.6 t	0.6 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.2 t	0.0 t	0.0 t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## ①現状

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0 t	0 t	t	t

## ②計画

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0 t	0 t	t	t

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物		
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t
0.0 t	0.0 t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	①汚泥（スラリー）	②汚泥
②計画	全処理委託量	54.6 t	132.1 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	54.6 t	132.1 t	
	再生利用業者への処理委託量	44.7 t	24.3 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	19.0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	88.8 t	
(今後実施する予定の取組) 廃棄物分別による廃プラ排出量の低減 廃棄物燃料化				
※事務処理欄				

## ②計画

③廃プラ	④廃酸	⑤廃ガラス	⑥金属くず
32.6 t	310.5 t	1.6 t	0.5 t
29.6 t	252.3 t	1.6 t	0.5 t
3.8 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	37.6 t	0.0 t	0.0 t
27.3 t	272.9 t	1.6 t	0.5 t

## ②計画

⑦木くず	⑧廃油	⑨廃電池類	⑩廃家電
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t
20.6 t	0.8 t	0.0 t	0.4 t
20.6 t	0.6 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.2 t	0.0 t	0.0 t

⑪廃アルカリ	⑫水銀使用製品産業廃棄物
0.0 t	0.0 t

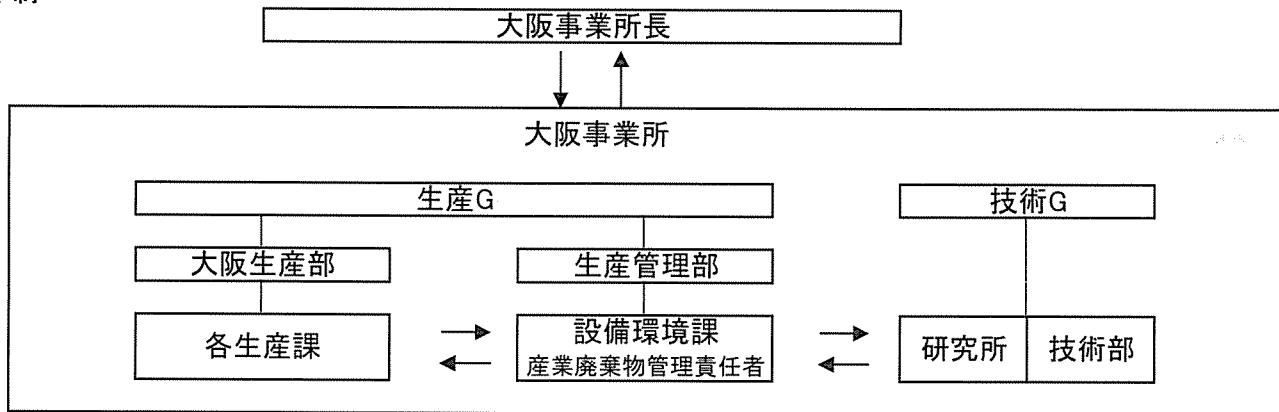
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

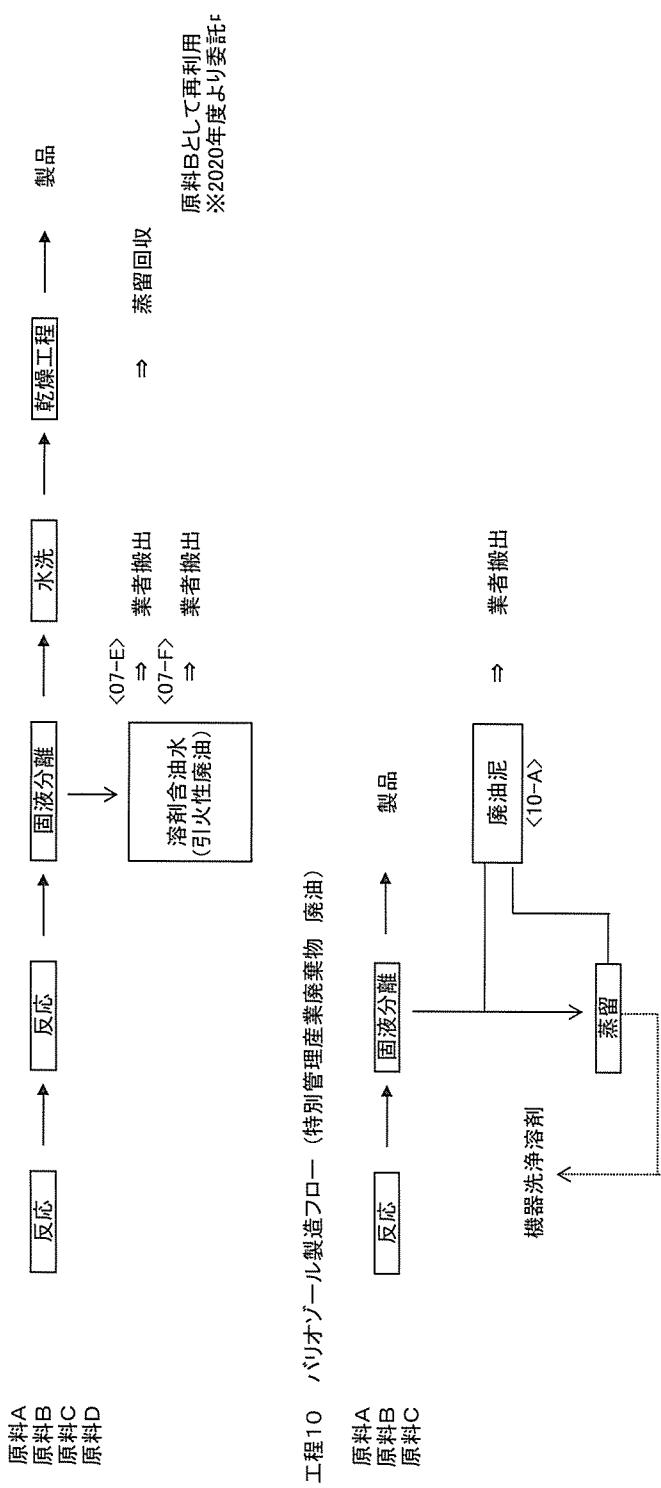
## 1. 管理体制



## 2. 責任者及び管理組織図

	大阪事業所長	取締役	1名
	廃棄物担当組織	設備環境課 課員 (環境担当)	6名
	品質・環境委員会	ISO 14001の推進と環境関連の計画と推進	
役割	生産管理部	設備環境課	廃棄物処理施設の運転と維持管理 産業廃棄物マニフェストの発行と管理(電子マニフェストへの対応) 収集運搬業者・処理業者等の調査、選定 委託契約の締結 監督官庁への各種報告 廃棄物管理状況の把握と処理依頼 産業廃棄物関連の帳簿作成 産業廃棄物減容化の推進
	大阪生産部		工程管理を充実させ、廃棄物の減量化を行なう 各種廃棄物の分別を行なう
	研究所・技術部		製法・原材料の見直しを行ない廃棄物の減量化を推進する

工程07 ボントロン製造フロー B



工程10 バリオゾール製造フロー (特別管理産業廃棄物 廃油)

